

議案第74号

財産の処分について

市有財産を次のとおり処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和42年加西市条例第63号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年12月1日提出

加西市長 西村 和平

記

- 1 処分する財産の種別、数量等
種 別 絵画（114cm×88cm）
数 量 1枚
保管場所 加西市北条町横尾1000番地 加西市役所庁舎
- 2 売却の方法 せり売り
- 3 売払予定価格 20,000,000円

(審議資料)

平成元年に購入した絵画について売却を行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 63 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるもの。
(別添資料参照)